

令和4年度被扶養者資格確認調査の要領

1. 調査の目的等

地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、被扶養者が主として組合員の収入により生計を維持しているかどうかの確認を行います。

なお、期限までに申告書等の提出がない場合は、その組合員被扶養者証は無効とし、令和3年7月1日に遡って被扶養者の資格を取り消す場合があります。

2. 調査対象者

令和4年4月1日時点の年齢が満18歳以上である被扶養者

※被扶養者の認定日が令和4年4月1日以降の被扶養者は除きます。ただし、他の所属所からの内部転入者は調査の対象となります。

3. 調査対象期間

令和3年7月1日～令和4年6月30日の1年間

4. 提出書類

○被扶養者申告書〔扶養調査用〕（以下「申告書」という。）

○添付書類（申告書の裏面に記載していますのでご確認ください。）

※共済組合所定の様式「雇用証明書(扶養調査用)」及び「確約書(扶養調査用)」は、共済組合ホームページよりダウンロードしてください。

5. 共済組合から所属所への申告書送付日

令和4年7月6日(水)

<申告書の出力順について>

申告書は、共済組合に部課署コードを届け出て登録している所属所については、部課署コード・組合員証番号順に、部課署コードの届け出がない所属所については、組合員証番号順に出力しています。

<被扶養者資格調査表整理簿について>

申告書と併せて、被扶養者資格調査表整理簿を送付しますので、提出書類の受付事務等に活用ください。

<申告書等の取扱いについて>

申告書には個人情報に記載されていますので、お取り扱いには十分配慮いただきますようお願いいたします。

6. 組合員から所属所への申告書等提出期限

令和4年8月5日(金)

申告書配付時には、申告書表面⑩欄に組合員が調査対象者を**扶養しなければならぬ理由**を必ず記入いただくよう周知願います。

7. 提出書類の留意事項

(1) 最新の「所得証明書」について

- ① 市区町村長の証明があり、かつ、令和3年分の収入金額の記載があるものを提出してください（証明書の名称は問いません）。
- ② 同一世帯に属する複数の親族の証明が必要な場合、該当親族全員分が一括で証明してあるものでも構いません。
- ③ 被扶養者の所得証明書は、別途、共済組合所定の様式「同意書（扶養調査用）」に被扶養者が**署名**し提出することにより省略することができます。
（※「同意書（扶養調査用）」は、共済組合ホームページよりダウンロードしてください。）
- ④ 学生（定時制・通信制・夜間課程の学生を除く。）については、「在学証明書」の提出を条件として、「所得証明書」の提出を省略することができます。
また、「在学証明書」の提出については、修学貸付において**新年度の「在学証明書」**を提出してある場合は省略できます。
ただし、学生であっても被扶養者の資格要件に該当しなくなったときは、扶養取消となります。

(2) 組合員又は被扶養者に配偶者がある場合の収入金額の確認書類について

- 組合員名義の事業収入（農業等）がある場合又は夫婦共同扶養の原則・夫婦相互扶助の原則（別紙「被扶養者認定基準の概要」参照）に該当する場合は、組合員夫婦又は認定対象者夫婦の収入金額が確認できる書類（「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（写）」など）を提出してください。
- なお、確定申告をしている者は、必ず「確定申告書（写）」及び「收支内訳書（写）」を提出してください。

(3) 別居者への金銭援助の確認書類について

- 別居者（配偶者を除く。）については金銭援助の確認をしますので、預貯金通帳（写）、振込領収書（写）、カード利用明細（写）等、調査対象者への送金事実が確認できる書類を提出してください。
- また、調査対象期間の当初は学生であった者が、卒業等により学生でなくなったときは、学生でなくなった日以後の期間について金銭援助の確認を行います。
- 1ヶ月当たりの最低援助額は次のとおりです。

$\text{別居の認定対象者の前年收入年額} \times 50\% \div 12 \text{ヶ月} \text{【千円未満切捨】}$ <p>※この算定で計算した金額が 25,000 円 に満たない場合（前年收入年額がない場合を含む。）は 25,000 円</p>
--

- ★別居者が複数人の場合は、各別居者に対する金銭援助額の確認をします。
- ★金銭援助不足の場合は、最低でも1四半期間は認定取消となります。

(4) 給与収入がある場合の確認書類について

- 給与収入がある場合には、共済組合所定の様式「雇用証明書（扶養調査用）」を必ずご使用ください。（※「雇用証明書（扶養調査用）」は、共済組合ホームページよりダウンロードしてください。）

<新型コロナウイルス感染症感染拡大により一時的に収入増となった場合について>

新型コロナウイルス感染症に伴い各四半期(3ヶ月)毎の平均収入月額が一時的に認定基準を超えた場合にも被扶養者認定を取消すことはありません。

ただし、新型コロナウイルス感染症の一時金等を除いた四半期(3ヶ月)毎の平均収入金額が基準額を超えている場合は、認定取消とします。

新型コロナウイルス感染症に伴って一時的に収入が増加した方については、勤務先より「雇用証明書(扶養調査用)」中、「他に特別な勤務条件等がある場合の記入欄」に「新型コロナウイルス感染症による一時的な収入増加である旨」及び「一時的に収入が増加した月にかかる収入増加額」の記載証明依頼をお願いします。

(5) 雇用保険を受給しない者について

雇用保険の被保険者であった者が離職後にハローワークで求職の申込みをしなかったときは、申告書「⑥雇用保険受給の有無」欄の無に○を付し、「離職票」(写)又は事業者発行の「退職証明書」及び共済組合所定の様式「確約書(扶養調査用)」を提出してください。

(※「確約書(扶養調査用)」は、共済組合ホームページよりダウンロードしてください。)

(6) 公的年金受給者の年金額の確認書類について

公的年金(別紙「被扶養者認定基準の概要」参照。)を受給している場合は、当該年金の年金額が確認できる書類(個人年金、企業年金等除く。)の提出は省略できます。

ただし、年金額の基準額超過等による被扶養者認定取消の際は、「年金決定(改定)通知書」等の発行日が取消日となりますので、従来どおり添付書類の提出をお願いします。

8. 申告書記載内容の確認について

(1) 記入漏れの確認について

共済組合へ提出される際には、申告書の配偶者の有無・住所・氏名などに漏れがないかご確認ください。

(2) 扶養手当の有無について

申告書表面⑧欄の「**扶養手当の有無**」は、共済組合事務担当者の方がいずれかに必ず○を付けてください。

なお、組合員本人が誤って記入した場合は、朱書きにて訂正をお願いします。

9. 所属所から共済組合への申告書等提出期限及び提出時の留意事項

令和4年8月12日(金)

< 共済組合提出時の留意事項 >

- 申告書の整備が終わったものについては、随時ご提出いただいて構いません。
- 申告書を提出する際は、可能な限り組合員証番号順に並べて提出をお願いします。
- 被扶養者の認定取消として提出する申告書については、継続認定として提出する申告書とは区別して提出をお願いします。

10. 「認定取消」の取扱いについて

被扶養者資格確認調査において、提出した申告書により平均収入月額が認定基準額を超えていたことが確認された被扶養者については、別紙「被扶養者認定基準の概要」の表5「認定取消期間一覧表」に掲げる認定取消期間に限り認定取消とし、その他の期間は継続認定として取り扱います。

また、雇用保険の基本手当等を受給し、日額が認定基準額を超えているために認定取消となる場合も、当該申告書を提出することで手続きできますが、その後の受給期間終了による再認定の申請については、通常の「被扶養者申告書」を改めて提出いただくこととなります。

認定取消の要件に該当する調査対象者がいる場合は、申告書表面⑨欄の「被扶養者要件を欠くに至った日及びその理由」欄を必ず記入ください。

また、申告書表面⑩欄の所属所長の証明は、認定取消の要件に該当する調査対象者がある場合は、必ず証明していただきますようお願いいたします（認定取消の要件に該当しなくても所属所長の証明をしていただいても構いません。）。

「令和4年度被扶養者資格確認調査の要領」及び「被扶養者認定基準の概要」については、共済組合のホームページ『共済組合からのお知らせ』からもご覧いただけます。